

行政手続法(平成五年十一月十二日法律第八十八号)

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(略)

六 **行政指導** 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(1) 「特定の者」→ 不特定一般に向かつて行われるものは行政指導に含まれない。

(例) 石油消費量の節減の呼びかけ：国民に対する呼びかけの場合には、行政指導にならないが、石油化学会社に自粛を求める場合には、相手方が特定されているので、行政指導になる。

(2) 「作為不作為を求める」→ 単なる情報提供、教示は行政指導に含まれない。

(3) 行政指導は、行政機関が行うものに限定される。

(略)

3 第一項各号及び前項各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)及び行政指導、地方公共団体の機関に対する届出(前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)並びに地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、次章から第六章までの規定は、適用しない。

(*) 地方公共団体の機関が行う処分であっても、法律に基づく処分であれば、行政手続法が適用される(例: 墓地、埋葬等に関する法律10条1項に基づき都道府県知事が行う墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等)。

→ 条例又は規則に基づく処分および届出については、2章から6章の規定が適用されない。(*) 地方自治体と行政手続法の関係

- ・法令に基づく処分・届出: 行政手続法が適用
- ・条例に基づく処分・届出: 行政手続法が適用
- ・行政指導: 行政手続法は不適用
- ・意見公募手続: 行政手続法は不適用

(略)

(審査基準)

第五条 行政庁は、**審査基準**を定めるものとする。

(*) **審査基準**: 申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準。「法令に従って判断するために必要とされる基準」であるため、法令自体に定められている許認可等の基準は、審査基準には含まれない。審査基準は行政規則の性格を有する (→ 行政機関が策定する一般的な法規範であって、国民の権利義務

審査基準	定めるものとする。	公にしておかなければならない。	許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、当該処分の理由を示さなければならない。
処分基準	定めるよう努めなければならない。	公にしておくよう努めなければならない。	行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。
行政指導指針	定めなければならない。	行政上特別の支障がない限り、公表しなければならない。	(←積極的な周知が必要)

(*) 審査基準は法令ではないので、法的拘束力はない。基準が違法なら、準拠する処分も当然に違法。基準から外れる処分も直ちに違法とはならない。

●● 原爆症認定訴訟仙台高裁判決: 行政手続法違反の成否について(2008.5.28)

多数の原爆症認定申請者に対し、公正・公平な判断をするためには、旧審査方針におけるような科学的に検討された原因確率等を指標として判定せざるを得ないこと、このような指標を審査基準として具体的に定めることが困難であること、原爆症認定の可否は、放射線医学等の専門家により構成された審議会(審査会)の意見を聴くことと定められ、公正・公平な判断が制度的に担保されているから、国が審査基準を設けないとしても行政手続法に違反するものではない。また、本件各却下処分の理由は、不服申し立ての検討資料提供の趣旨を十分に果たしており、理由記載に不備はない。

(標準処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事

務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

◎行政不服審査法

(標準審理期間)

第十六条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査庁となるべき行政庁(以下「審査庁となるべき行政庁」という。)は、審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁(当該審査請求の対象となるべき処分の権限を有する行政庁であって当該審査庁となるべき行政庁以外のものをいう。次条において同じ。)の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(略)

第三節 弁明の機会の付与

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条(聴聞の通知の方式)第三項及び第十六条(代理人)の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

(*)聴聞に規定された参加人(§17)、文書等の閲覧(§18)は準用されていない。

	原則	代理人	参加人・補佐人	文書等の閲覧請求	質問
聴聞	口頭&原則、非公開	○	○	○	○
弁明の機会の付与	書面審理	○	×	×	×

第四章 行政指導

(*)行政指導:行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(*)行政指導は「処分」ではないため、取消訴訟の対象にはならない。そのため、国家賠償法で処理される。

●平成5年2月18日「教育施設負担金返還」(民集第47巻2号574頁)

市がマンションを建築しようとする事業主に対して指導要綱に基づき教育施設負担金の寄付を求めた場合において、右指導要綱が、これに従わない事業主には水道の給水を拒否するなどの制裁措置を背景として義務を課することを内容とするものであつて、右行為が行われた当時、これに従うことのできない事業主は事実上建築等を断念せざるを得なくなつており、現に指導要綱に従わない事業主が建築したマンションについて水道の給水等を拒否していたなど判示の事実関係の下においては、右行為は、行政指導の限度を超え、違法な公権力の行使に当たる。

(略)

【参考資料】

● 情報の提供

行政手続法	行政不服審査法	行政事件訴訟法
<p>(情報の提供)</p> <p>第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。</p> <p>2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に<u>必要な情報の提供に努めなければならない。</u></p>	<p>(情報の提供)</p> <p>第八十四条 審査請求、再調査の請求若しくは再審査請求又は他の法令に基づく不服申立て(以下この条及び次条において「不服申立て」と総称する。)につき裁決、決定その他の処分(同条において「裁決等」という。)をする権限を有する行政庁は、不服申立てをしようとする者又は不服申立てをした者の求めに応じ、不服申立書の記載に関する事項その他の不服申立てに<u>必要な情報の提供に努めなければならない。</u></p>	-

【重要判例】

●● 最高裁大法廷判決：平成20年9月10日「平成20年9月10日」（民集 第62巻8号209頁）

【裁判要旨】市町村の施行に係る**土地区画整理事業の事業計画の決定**（→行政計画）は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

【理由】土地区画整理事業の事業計画については、いったんその決定がされると、特段の事情のない限り、その事業計画に定められたところに従って具体的な事業がそのまま進められ、その後の手続として、施行地区内の宅地について換地処分が当然に行われることになる。前記の建築行為等の制限は、このような事業計画の決定に基づく具体的な事業の施行の障害となるおそれのある事態が生ずることを防ぐために法的強制力を伴って設けられているのであり、しかも、施行地区内の宅地所有者等は、換地処分の公告がある日まで、その制限を継続的に課され続けるのである。そうすると、施行地区内の宅地所有者等は、事業計画の決定がされることによって、前記のような規制を伴う土地区画整理事業の手続に従って換地処分を受けるべき地位に立たされるものといふことができ、その意味で、その法的地位に直接的な影響が生ずるものといふべきであり、事業計画の決定に伴う法的効果が一般的、抽象的なものにすぎないといふことはできない。

そうすると、事業計画の適否が争われる場合、実効的な権利救済を図るためには、事業計画の決定がされた段階で、これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性があるといふべきである。

以上によれば、市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものといふことができ、実効的な権利救済を図るといふ観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めるのが合理的である。